

東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器の申請等細目要領（案）

（目的）

**第1条** この要領は、東京都低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器認定要綱（以下「要綱」という。）に基づく認定の申請及び氏名の変更等その他の届出に当たり、必要な事項を定めるものである。

（認定の申請）

**第2条** 要綱第4条第2項に規定する申請は、様式1による認定申請書の正本にその写し一通及び電子データ（様式1のExcelデータ及び申請書一式のPDFデータ）を添えて行うものとする。

2 複数の機器について同時に申請を行う場合であつて、次条第1項の規定により当該機器の窒素酸化物排出濃度及びエネルギー効率が互いに同等であるとみなせるときは、様式2による申請機器一覧表を添付することにより、一の認定申請書によって申請することができる。

（試験結果等の省略）

**第3条** 別表の左欄に掲げる機器の種類に応じ、同表右欄各号に掲げる全ての項目が低NO<sub>x</sub>・低CO<sub>2</sub>小規模燃焼機器として認定された機器（現に認定の申請を行っている機器を含む。以下「既認定機器」という。）のそれと同じである機器の認定を申請するときは、当該機器の窒素酸化物排出濃度及びエネルギー効率が当該既認定機器と同等であるとみなし、試験を省略することができる。この場合にあつては、様式1別紙に代えて、様式3による窒素酸化物排出濃度試験省略届及び様式4によるエネルギー効率試験省略届を添付するものとする。

2 蒸気ボイラー、温水ボイラー、給湯器又は温水発生機であつて、別表の左欄に掲げる機器の種類に応じ、同表右欄各号に掲げる項目のうち定格熱出力、定格燃料消費量及びエネルギー効率の改善に係る機構の構造等を除く全ての項目が既認定機器のそれと同じである機器の認定を申請するときは、当該機器の窒素酸化物排出濃度が当該既認定機器と同等であるとみなし、窒素酸化物排出濃度試験を省略することができる。この場合にあつては、様式1別紙に代えて、様式3による窒素酸化物排出濃度試験省略届を添付するものとする。

- 3 冷温水発生機であつて、別表右欄各号に掲げる項目のうち定格冷凍能力及び定格加熱能力並びに冷房運転時及び暖房運転時の定格燃料消費量を除く全ての項目が既認定機器のそれと同じである機器の認定を申請するときは、当該機器のエネルギー効率が当該既認定機器と同等であるとみなし、エネルギー効率試験を省略することができる。この場合にあつては、様式1別紙に代えて、様式4によるエネルギー効率試験省略届を添付するものとする。
- 4 前3項の規定に基づき試験を省略する場合であつて、既認定機器に係る申請者と異なる者が認定申請をするときは、当該既認定機器に係る申請者又は当該既認定機器を製造する者から様式5による製品供給証明書の交付を受け、これを添付しなければならない。

(氏名の変更等の届出)

**第4条** 要綱第7条の規定による氏名の変更等の届出は、様式6による届出書の正本にその写し一通を添えて行うものとする。

(付属設備等の変更)

**第5条** 要綱第8条の規定による付属設備等の変更の届出は、様式7による届出書の正本にその写し一通を添えて行うものとする。

- 2 複数の機器について同時に届出を行う場合であつて、第3条第1項の規定により当該機器の窒素酸化物排出濃度及びエネルギー効率が互いに同等であるとみなすことができ、かつ、変更の内容が同一であるときは、様式2による申請機器一覧表を添付することにより、一の届出書によって届け出ることができる。

(承継の届出)

**第6条** 要綱第9条の規定による承継の届出は、様式8による届出書の正本にその写し一通を添えて行うものとする。

別表

<p>蒸気ボイラー、温水ボイラー、給湯器、温水発生機又は冷温水発生機</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 使用燃料</li> <li>二 定格熱出力（冷温水発生機にあつては定格冷凍能力及び定格加熱能力）</li> <li>三 定格燃料消費量（冷温水発生機にあつては冷房運転時及び暖房運転時の定格燃料消費量）</li> <li>四 燃焼室の構造、容積及び伝熱面積</li> <li>五 バーナーの型式、構造</li> <li>六 その他窒素酸化物濃度の低減又はエネルギー効率の改善に係る機構の構造等</li> </ul>
<p>ガスヒートポンプ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 使用燃料</li> <li>二 定格冷房能力及び定格暖房能力</li> <li>三 冷房運転時及び暖房運転時の定格燃料消費量</li> <li>四 ガス機関の型式、構造、定格出力、排気量及び回転数範囲</li> <li>五 圧縮機の構造、容積、動力伝達方法等</li> <li>六 その他窒素酸化物濃度の低減又はエネルギー効率の改善に係る機構の構造等</li> </ul>
<p>コージェネレーションユニット</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 使用燃料</li> <li>二 定格熱出力及び定格発電出力</li> <li>三 定格燃料消費量</li> <li>四 ガス機関の型式、構造、定格出力、排気量及び回転数範囲</li> <li>五 その他窒素酸化物濃度の低減又はエネルギー効率の改善に係る機構の構造等</li> </ul>